

群会議の話題

第489号

2026年3月9日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP doken-ota.jp
メール info@doken-ota.jp
©3月1日組織人員
現在 3,894人

今月のテーマ

支え合い・助け合う仲間がいる

分会総会で原点に立ち返ろう

日に日に春らしい陽気になってきました。卒業式を迎えるお子さんがいる家庭では、その成長した姿に感慨を新たにしている方も多いのではないでしょうか。

さて組合は、分会総会の季節を迎えます。分会総会はこの一年の活動や決算を確認し、次年度の活動方針や予算を決定する、いわば一年を区切り、次年度を始める場でもあります。

「組合には加入しているけれど、活動内容がよくわからない」という方にこそ、ぜひ分会総会に参加してほしいです。

総会の会場にいる役員に、日頃の素朴な疑問を投げかけてみてください。配布される議案書を読み、対話を重ねることで、今までよりも組合の内容がはつきりと見えてくるはずです。

現在、支部には約3千9百人、東京土建全体では10万3千人の仲間が結集しています。土建国保や共済制度などの魅力はこのスケールメリットを最大限に活用して維持されています。しかし、その魅力を支えているのは「仲間の力」に他ありません。

皆さんの群では、役員の交替は順調に進んでいますか？

今、多くの分会が「役員の担い手不足」の課題に直面しています。一部の組合員に負担が偏（かたよ）るのではなく、仲間が互いを尊重し、定期的に役員を交代する「誰もがができる役員づくり」をすすめることが、組織の活力を持続するために不可欠です。

本来、組合は助け合い、支え合う仲間が集まる組織体です。支部・分会活動を通じて参加者を増やし、組合の担い手をひきつづき掘り起こしていくことを総会で確認しましょう。

来月から組合員を増やす春の拡大月間が始まります。日頃感じている組合の魅力や、ぜひ周りの仲間に伝えてください。従業員から個人事業主に独立をする方、法人の立ち上げを考えている方をご存じでしたら、ぜひ支部までご紹介ください。私たちの仕事と暮らしを守るために、また組合諸制度をより良いものにしていくために、多くの仲間の「数」の力が必ずや必要です。

どけんカレンダー (2026年3月8日~4月18日)

日	月	火	水	木	金	土
8	9	10	11	12	13	14
3月				分会執行委員会		
15	16	17	18	19	20	21
	群会議			分会集約会議		
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
				4月		
5	6	7	8	9	10	11
						分会執行委員会
12	13	14	15	16	17	18
第71回 大田支部大会			拡大行動日	拡大行動日		
				群会議		

◆当面の予定◆

★法律相談(要予約・無料)
日時 3月17日(火)午後2時
4月8日(水)午前10時
離婚・相続、顧客・社員トラブル、交通事故、不動産問題など
弁護士が対応します。

★税務相談(要予約・無料)
日時 3月24日(火)午前10時
個人/法人独立、所得税/消費税/法人税、インボイス、節税、税務署対策など。税理士が対応します。

★建築士相談会(随時受付)
工事全般について、確認申請、耐震化、建築構造、区制度など
建築士が対応します。

※それぞれの相談予約は支部へ
☎ 3731-5527

※分会・群の会議は分会ごとに設定しています。
日にちは最寄りの分会役員に確認してください。

白抜きの日は業務休止

土建国保料の改定及び

「子ども・子育て支援金」について

近年の国保運営は医療費の大幅増加などの要因で、危機的状況となつていきます。そのため、東京土建国保組合は、3月に納める4月分から保険料の改定を行ないます。

また、4月から子供や子育て世代を社会全体で支える仕組みとして、国は26年度から子ども・子育て支援金制度を開始し、東京土建国保を含む全ての医療保険者から、子ども・子育て支援金を徴収することとなりました。4月

1日時点で18歳以上の本人及び家族に対して、一人当たり500円を3月に収める4月分から、負担をお願いすることとなります。

仕事と暮らしの厳しい状況の中ですが、ご理解とご協力をお願いします。

改定を含む保険料については3月上旬に国保組合から案内が発送されています。確認してください。

◆労働保険の更新◆

労働保険の年度更新手続きが始

まります。加入中の方に順次更新の案内を郵送しますので、忘れずに更新手続きをお願いします。期限を過ぎると更新手続きが取れなくなりしますのでご注意ください。

① 労災特別加入
3月中旬までに更新手続きをお願いします。

② 事業所労災・雇用保険
4月半ばより支部にて更新手続きを行います。

◆支部定期大会議案◆

4月12日(日)に開催する支部定期大会の議案を分会六役+群役員分、今月配布します。役員以外の議案希望者は追加配布しますので支部へ問い合わせか、支部ホームページからダウンロードして下さい。ダウンロードは支部ホームページ「組合員の方」・「組合員専用ページ」内の「支部定期大会議案」からできます。



【ユーザー名】 token - ota

【パスワード】 1234

大会議案内について自分には関係ないと思わず、意見質問を分会内で共有して代議員に託し、大会当日の旺盛な議論・討論から、より良い組合活動を作り上げましょう。

◆『あっせん工事』業者募集◆

区民から持ち込まれる建築施工相談を区の産業振興課が窓口になって受付、区内7組合で構成する施工団体「大田建協」(大田区建築あっせん事業連絡協議会)にあっせんするものです。

【資格】

・ 担当にご連絡ください

【条件】

- ・ 労災保険加入
- ・ 区内在住か、事業所がある
- 【入会金・年会費】
- ・ 入会金1万円、年会費6千円

【業種】

- ・ 建設関連の業種すべて
- 【申込締切】
- ・ 3月25日(水)

組合費・国保料の変更案内

◎組合費が変わる時

一般に組合費は、年度変わりの時期に改定されますが、その他で金額変更が生じる場合もありますのでご注意ください。

- ①、二十歳の誕生日翌月分より
三千二百円から五千二百円に
- ②、二十五歳の誕生日翌月分より
五千二百円から五千八百円に

右記の場合は、随時変更となります。なお三十歳への変更は、年度に一回(六月分から)の変更となります。

◎国保料が変わる時

組合費と同様に、通常は年度変わりの時期や、諸手続き(扶養者の増減等)にともない金額が変わりますが、随時変更する場合がありますのでご注意ください。

- ③、四十歳の誕生日の分より
介護保険料四千二百円が発生
 - ④、六十五歳の誕生日の分より
介護保険料四千二百円が消滅
 - ⑤また、七十五歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に移行するため、国保料の請求がなくなります
- ※③、④、⑤とも土建国保加入者の組合員本人、扶養家族が対象となります。